

GMO AD PARTNERS

第17期 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

平成28年3月20日(日曜日) 13時00分(受付開始 12時30分)

開催場所

東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー
東急ホテル 地下2階 ボールルーム

GMOアドパートナーズ株式会社

証券コード：4784



GMOアドパートナーズ株式会社
代表取締役社長
橋 口 誠

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃は格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

昨年度、当社は技術重視のネット広告・メディア企業グループを目指すべく、「テクノロジーシフトの加速」をテーマとしたM&A、グループ再編を積極的に行ってまいりました。

平成27年1月には、グループ経営機能の強化とスピード経営を目指した純粋持株会社体制への移行を実施いたしました。7月には株式会社アドクラウドの連結グループ会社化を実施するなどテクノロジー強化を推進しつつ、より成長を加速するべく人材への戦略的投資を並行して実施することで、開発力・販売力の強化に注力いたしました。

その結果、昨年度の業績につきまして、利益面に関しましては戦略的投資の影響により減益となりましたが、連結売上高は280億円を超え、前年に続き増収を達成いたしました。

本年度は昨年度の戦略的投資の成果として、さらなる収益力の向上、企業価値の拡大に努めるとともに、連結ベースの配当性向目標を50%と引き上げ、株主の皆さまへの利益還元の拡大を図ってまいります。

株主の皆さまにおかれましては、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

証券コード4784
平成28年3月4日

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町26番1号
GMOアドパートナーズ株式会社
代表取締役社長 橋 口 誠

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら3ページ以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月18日（金曜日）午後7時までには到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月20日（日曜日）13時00分（受付開始 12時30分）
 2. 場 所 東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー東急ホテル 地下2階 ボールルーム
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第17期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第17期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役10名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員3名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役の報酬等の額決定の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員の報酬等の額決定の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.gmo-ap.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告書を作成するに際して、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。また、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合も、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎株主総会終了後、経営近況報告会の開催を予定しておりますので、是非ご出席くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。
- (2) 併せて、同改正法により会社法第427条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約の対象を拡大するべく所要の変更を行うものであります。この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、子会社を含めた今後の事業展開および事業内容の多様化に対応するため、現行定款第3条(目的)について所要の変更を行うものであります。
- (4) その他、条文の新設、削除にともなう条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第3条(目的) 1. 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理すること、ならびにこれに付帯または関連する一切の業務を行うことを目的とする。 (1) インターネットを利用した広告配信事業 (2) インターネットを利用して行う各種広告の企画、立案及び制作 (3) コンピュータソフトウェアの企画、開発及び製作 (4) インターネットを利用した通信販売業務並びに通信販売の仲介・情報提供業務	第3条(目的) 1. 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理すること、ならびにこれに付帯または関連する一切の業務を行うことを目的とする。 (1) インターネットを利用した広告配信事業 (2) インターネットを利用して行う各種広告の企画、立案及び制作 (3) コンピュータソフトウェアの企画、開発及び製作 (4) インターネットを利用した通信販売業務並びに通信販売の仲介・情報提供業務

現行定款	変更案
(5) 情報通信並びにインターネット関連事業への投資に関する業務	(5) 情報通信並びにインターネット関連事業への投資に関する業務
(6) 広告代理店業	(6) 広告代理店業
(7) 出版業	(7) 出版業
(8) 市場及び広告に関する調査と情報提供及び効果分析に関する業務	(8) 各種市場調査（マーケティングリサーチ）、経営情報、情報セキュリティ、及び広告に関する調査とこれらに関する情報提供、及び情報処理と情報提供、並びにこれらの効果分析の提供に関する業務
(9) パブリックリレーションズ活動の企画、運営	(9) パブリックリレーションズ活動の企画、運営
(10) 各種セミナー、催事、イベントの企画、制作、運営	(10) 各種セミナー、催事、イベントの企画、制作、運営
(11) 知的財産権（著作権、著作隣接権、商標権、意匠権、実用新案権、特許権、工業所有権、肖像権、版權、興行権）の取得、譲渡、利用、使用許諾、販売及び管理	(11) 知的財産権（著作権、著作隣接権、商標権、意匠権、実用新案権、特許権、工業所有権、肖像権、版權、興行権）の取得、譲渡、利用、使用許諾、販売及び管理、運用、並びに出願に関するコンサルタント業
(新設)	(12) 会員サービス事業
(新設)	(13) イーコマース事業
(新設)	(14) サーバシステムの構築、運営、管理、リース及び販売
(新設)	(15) グラフィックデザインを含むデザインアートの企画、制作、編集、販売及びイベント企画
(新設)	(16) 不動産業
(新設)	(17) 宅地建物取引業
(新設)	(18) 不動産特定共同事業法に基づく事業
(新設)	(19) 特定目的会社、特別目的会社財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介及び管理
(12) 企業の人事・総務・経理事務および経営管理事務の受託	(20) 企業の人事・総務・経理事務および経営管理事務の受託
(13) 前各号に付帯関連する一切の業務	(21) 前各号に付帯関連する一切の業務
第20条（取締役の員数） 当社の取締役は11名以内とする。	第20条（取締役の員数） 1. 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は11名以内とする。
(新設)	2. 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は5名以内とする。

現行定款	変更案
<p>第21条（取締役の選任方法）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 	<p>第21条（取締役の選任方法）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社の取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u> 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
<p>第22条（取締役の任期）</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p>	<p>第22条（取締役の任期）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、選任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u> 4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u>
<p>第25条（代表取締役）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役社長は、当会社を代表する。 2. 取締役社長の他、必要に応じ、取締役会の決議により、当会社を代表すべき取締役を選定することができる。 	<p>第25条（代表取締役）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役社長は、当会社を代表する。 2. 取締役社長の他、必要に応じ、取締役会の決議により、<u>取締役（監査等委員を除く。）の中から当会社を代表すべき取締役を選定することができる。</u>
<p>第28条（取締役会の招集手続）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 	<p>第28条（取締役会の招集手続）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

現行定款	変更案
<p>2. 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p>	<p>2. 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p>
<p>第30条（取締役会の決議の省略） 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>第30条（取締役会の決議の省略） 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>第32条（取締役会の議事録） 1. 取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び<u>監査役がこれに記名押印又は電子署名をする。</u> 2. 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p>	<p>第32条（取締役会の議事録） 1. 取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名をする。 2. 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p>
<p>第34条（取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第34条（取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>
<p>第35条（取締役の責任免除） 1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の行為に関する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第35条（取締役の責任免除） 1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の行為に関する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第5章 「監査役及び監査役会」</p>	<p>第5章 「監査等委員会」</p>
<p>第36条（監査役及び監査役会の設置） 当社は、<u>監査役及び監査役会</u>を置く。</p>	<p>第36条（監査等委員会の設置） 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p>
<p>第37条（監査役の数） 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>第38条（監査役の選任方法）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3. <u>当会社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 	<p>(削除)</p>
<p>第39条（監査役の任期）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u> 	<p>(削除)</p>
<p>第40条（常勤の監査役）</p> <p><u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を1名以上選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第41条（監査役会の招集手続き）</p> <p><u>監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u></p>	<p>第37条（監査等委員会の招集手続き）</p> <p><u>監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u></p>
<p>第42条（監査役会の決議方法）</p> <p><u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第38条（監査等委員会の決議方法）</p> <p><u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第43条（監査役会の議事録）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 監査役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名をする。 2. <u>監査役会</u>の議事録は、10年間本店に備え置く。 	<p>第39条（監査等委員会の議事録）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 監査等委員会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印又は電子署名をする。 2. <u>監査等委員会</u>の議事録は、10年間本店に備え置く。
<p>第44条（監査役会規則）</p> <p>監査役会に関する事項については、法令又は定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。</p>	<p>第40条（監査等委員会規則）</p> <p><u>監査等委員会</u>に関する事項については、法令又は定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p>
<p>第45条（監査役の報酬等）</p> <p><u>監査役の報酬等</u>は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第46条（監査役の責任免除）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の行為に関する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 	<p>(削除)</p>
<p>第47条～第49条（条文省略）</p>	<p>第41条～第43条（条文省略）</p>
<p>第50条（会計監査人の報酬等）</p> <p>会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>(新設)</p>	<p>第44条（会計監査人の報酬等）</p> <p>会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
	<p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>当会社は、第17期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

第2号議案 取締役10名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（9名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役（監査等委員であるものを除く。）10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

くまがい まさとし
熊谷正寿
(昭和38年7月17日生)

再 任

所有する当社の株式数
普通株式
—

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成3年5月	株式会社ボイスメディア（現GMOインターネット株式会社） 代表取締役社長
平成11年9月	当社代表取締役社長
平成12年4月	当社取締役
平成13年8月	株式会社アイル（現GMOクラウド株式会社）代表取締役 会長
平成14年4月	GMOリサーチ株式会社取締役会長（現任）
平成15年3月	グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインター ネット株式会社）代表取締役会長兼社長
平成15年3月	株式会社アイル（現GMOクラウド株式会社）取締役会長 （現任）
平成16年3月	株式会社paperboy&co.（現GMOペパボ株式会社）取締役 会長（現任）
平成16年3月	GMOモバイルアンドデスクトップ株式会社（現GMOメディ ア株式会社）取締役会長（現任）
平成16年12月	株式会社カードコマースサービス（現GMOペイメントゲー トウェイ株式会社）取締役会長
平成19年3月	GMOソリューションパートナー株式会社取締役（現任）
平成19年3月	当社取締役会長
平成20年5月	GMOインターネット株式会社代表取締役会長兼社長グルー プ代表（現任）
平成21年4月	株式会社イノベックス（現GMO TECH株式会社）取締役会 長（現任）
平成21年7月	株式会社NIKKO（現GMOアドホールディングス株式会社） 代表取締役社長（現任）
平成21年8月	株式会社NIKKO（現GMO NIKKO株式会社）取締役会長
平成22年10月	同社取締役（現任）
平成23年12月	GMOペイメントゲートウェイ株式会社取締役会長兼社長
平成24年12月	同社取締役会長（現任）
平成27年3月	当社取締役（現任）

候補者
番号

2

はしぐち まこと
橋 口 誠
(昭和43年10月1日生)**再 任**所有する当社の株式数
普通株式
12,510株

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成12年4月 株式会社日広取締役
 平成15年4月 同社常務取締役
 平成16年4月 同社専務取締役
 平成18年4月 ネオ・アット・オグルヴィ株式会社取締役
 平成18年9月 株式会社NIKKO（現GMOアドホールディングス株式会社）
 専務取締役
 平成19年7月 同社代表取締役社長
 平成21年8月 株式会社NIKKO（現GMO NIKKO株式会社）代表取締役社
 長（現任）
 平成23年3月 当社取締役
 平成27年3月 GMOソリューションパートナー株式会社取締役（現任）
 平成27年3月 GMO Concierge Co. Ltd. Director（現任）
 平成27年3月 JWord株式会社取締役（現任）
 平成27年3月 GMOイノベーターズ株式会社取締役（現任）
 平成27年3月 GMOモバイル株式会社（現GMOアドマーケティング株式会
 社）取締役（現任）
 平成27年3月 当社代表取締役社長（現任）
 平成27年3月 GMOアドホールディングス株式会社取締役（現任）

候補者
番号

3

ほりうち としあき
堀 内 敏 明
(昭和46年3月27日生)**再 任**所有する当社の株式数
普通株式
2,133株

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成14年7月 GMOメディア株式会社入社
 平成15年3月 同社取締役システム本部長
 平成20年3月 GMOインターネット株式会社次世代システム研究室長
 平成23年3月 同社取締役次世代システム研究室長
 平成26年10月 当社グループCTO室長
 平成27年3月 当社取締役副社長グループCTO室長（現任）
 平成27年3月 GMOインターネット株式会社常務取締役次世代システム研
 究室長（現任）
 平成28年1月 GMOアドマーケティング株式会社取締役（現任）

候補者
番号

4

すがや としひこ
菅谷 俊彦
(昭和43年7月19日生)**新 任**所有する当社の株式数
普通株式
—

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成12年1月 インターキュー株式会社（現GMOインターネット株式会社）入社
 平成13年7月 同社総務本部長
 平成15年3月 同社グループ総務本部長
 平成16年3月 同社取締役グループ総務本部長
 平成17年6月 同社取締役グループ総務本部長兼グループ人事担当
 平成19年2月 同社取締役グループ人事・グループ総務担当
 平成25年3月 同社取締役グループ人事部長（現任）

候補者
番号

5

もりたけ まさあき
森竹 正明
(昭和38年12月13日生)**再 任**所有する当社の株式数
普通株式

11,269株

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和61年4月 岡三証券株式会社入社
 平成11年10月 富士証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社
 平成14年2月 株式会社アイ・エム・ジェイ入社
 平成14年5月 同社取締役管理本部長兼CFO
 平成22年7月 株式会社ティー・ワイ・オー取締役財務経理統括本部長
 平成24年1月 当社経営管理本部副本部長
 平成24年3月 当社取締役（現任）
 平成24年3月 GMO NIKKO株式会社監査役（現任）
 平成24年3月 GMOモバイル株式会社（現GMOアドマーケティング株式会社）監査役（現任）
 平成25年3月 JWord株式会社監査役（現任）
 平成25年7月 株式会社イノベーターズ（現GMOイノベーターズ株式会社）監査役（現任）
 平成26年1月 GMOソリューションパートナー株式会社監査役（現任）
 平成27年3月 GMO Concierge Co. Ltd. Director（現任）

候補者
番号

6

やすだ まさし
安田昌史
(昭和46年6月10日生)

再任

所有する当社の株式数
普通株式
—

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成12年4月	公認会計士登録
平成12年4月	インターキュー株式会社（現GMOインターネット株式会社）入社
平成13年9月	グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネット株式会社）経営戦略室長
平成14年1月	アイウェイテクノロジー株式会社（現GMOメディア株式会社）監査役（現任）
平成14年3月	グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネット株式会社）取締役経営戦略室長
平成15年3月	同社常務取締役グループ経営戦略担当兼IR担当
平成15年3月	株式会社アイル（現GMOクラウド株式会社）社外取締役（現任）
平成16年12月	株式会社カードコマースサービス（現GMOペイメントゲートウェイ株式会社）社外監査役（現任）
平成17年3月	グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネット株式会社）専務取締役管理部門統括・グループ経営戦略・IR担当
平成17年3月	株式会社paperboy&co.（現GMOペパボ株式会社）社外監査役（現任）
平成18年9月	GMOリサーチ株式会社社外監査役（現任）
平成20年3月	当社社外取締役（現任）
平成20年5月	GMOインターネット株式会社専務取締役グループ管理部門統括
平成21年4月	株式会社イノボックス（現GMO TECH株式会社）社外監査役（現任）
平成24年1月	GMOクリックホールディングス株式会社社外取締役（現任）
平成25年3月	GMOインターネット株式会社専務取締役グループ代表補佐グループ管理部門統括
平成27年3月	同社取締役副社長グループ代表補佐グループ管理部門統括（現任）

候補者
番号

7

こ か じ ひ で き
古 梶 秀 樹
(昭和43年5月13日生)

再 任

所有する当社の株式数
普通株式
1,751株

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成 3 年 4 月 株式会社フジタ入社
 平成 14 年 1 月 朝日アーサーアンダーセン株式会社入社
 平成 14 年 10 月 ベリングポイント株式会社入社
 平成 17 年 4 月 JWord株式会社社長室長
 平成 19 年 3 月 同社代表取締役社長 (現任)
 平成 22 年 1 月 Jマーケティング株式会社代表取締役社長
 平成 25 年 3 月 当社取締役 (現任)

候補者
番号

8

い と う み さ た か
伊 藤 幹 高
(昭和48年7月9日生)

再 任

所有する当社の株式数
普通株式
5,975株

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成 16 年 9 月 GMOコミュニケーションズ株式会社 (現GMOソリューションパートナー株式会社) 入社
 平成 18 年 4 月 GMOインターネット株式会社法人営業統括本部メディア営業部長
 平成 20 年 4 月 GMOソリューションパートナー株式会社WEBコンサルティング営業本部部長
 平成 21 年 3 月 同社取締役
 平成 24 年 1 月 同社代表取締役社長 (現任)
 平成 26 年 3 月 当社取締役 (現任)

候補者
番号

9

わ た な べ け ん た ろ う
渡 部 謙 太 郎
(昭和56年5月15日生)

再 任

所有する当社の株式数
普通株式
3,227株

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成 16 年 1 月 当社入社
 平成 19 年 7 月 GMOモバイル株式会社 (現GMOアドマーケティング株式会社) 取締役
 平成 25 年 1 月 同社代表取締役社長 (現任)
 平成 27 年 3 月 当社取締役 (現任)

候補者
番号

10

ありさわ かつみ
有澤 克己
(昭和48年12月21日生)**新 任**所有する当社の株式数
普通株式

—

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成11年5月 インターキュー株式会社（現GMOインターネット株式会社）入社
 平成13年7月 同社経営戦略室マネージャー
 平成13年9月 税理士登録
 平成15年3月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネット株式会社）グループ経営戦略室長
 平成16年4月 同社グループ経営戦略本部長
 平成17年3月 同社取締役グループ経営戦略本部長
 平成20年3月 当社社外監査役（現任）
 平成20年5月 GMOインターネット株式会社取締役グループ財務本部長
 平成21年1月 同社取締役グループ財務部長（現任）
 平成23年3月 GMOアドホールディングス株式会社監査役（現任）

- (注) 1. 熊谷正寿氏、堀内敏明氏、菅谷俊彦氏、安田昌史氏および有澤克己氏は、当社の親会社であるGMOインターネット株式会社の現在または過去5年以内の業務執行者であるときの地位および担当を略歴に含めて記載しております。なお、熊谷正寿氏は当社の親会社であるGMOインターネット株式会社の代表取締役であり、当社は当該会社との間に営業上の取引関係、金銭の預入・借入の関係および同社運営の匿名組合に対する出資関係があります。
2. 橋口誠氏は、GMO NIKKO株式会社の代表取締役であり、当社は当該会社との間に営業上の取引関係があります。
3. 古梶秀樹氏は、JWord株式会社の代表取締役であり、当社は当該会社との間に営業上の取引関係があります。
4. 伊藤幹高氏は、GMOソリューションパートナー株式会社の代表取締役であり、当社は当該会社との間に営業上の取引関係があります。
5. 渡部謙太郎氏は、GMOアドマーケティング株式会社の代表取締役であり、当社は当該会社との間に営業上の取引関係があります。
6. 森竹正明氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
7. 各候補者の所有する当社の株式数には、当社役員持株会における本人の持分が含まれています。
8. 各候補者の当事業年度における取締役会への出席状況（出席率）は以下のとおりです。
- ・橋口誠氏、森竹正明氏、安田昌史氏および伊藤幹高氏は、21回中すべてに出席（100%）いたしました。
 - ・熊谷正寿氏は21回中14回に出席（66.7%）、古梶秀樹氏は21回中20回に出席（95.2%）いたしました。
 - ・堀内敏明氏および渡部謙太郎氏は、就任後の15回中すべてに出席（100%）いたしました。
 - ・菅谷俊彦氏および有澤克己氏は、新任候補者であり当事業年度における取締役としての取締役会への出席はございません。

第3号議案 監査等委員3名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

なかむら のりあき

仲村 周明

(昭和21年10月17日生)

新 任

所有する当社の株式数

普通株式

—

・略歴、地位および重要な兼職の状況

昭和44年4月	株式会社日本債券信用銀行（現株式会社あおぞら銀行）入行
昭和58年2月	同行公共法人部副部長
平成元年6月	同行新宿支店副支店長
平成4年6月	同行国際営業企画部中国室長
平成5年10月	International Far Eastern Leasing Co., Ltd. 代表取締役社長
平成7年10月	株式会社あおぞら銀行監査部主任監査役
平成11年11月	三伸株式会社取締役管理本部長
平成14年1月	日本ドレーク・ビーム・モリン株式会社入社シニア・コンサルタント
平成19年1月	株式会社IMJモバイル（現株式会社アイ・エム・ジェイ）監査役
平成22年3月	当社監査役（現任）

候補者
番号

2

いなば もとし
稲葉幹次
(昭和12年9月9日生)**新 任**所有する当社の株式数
普通株式
—

・略歴、地位および重要な兼職の状況

昭和36年4月 東映株式会社入社
 昭和46年4月 株式会社コーギー本舗入社
 昭和46年6月 同社常務取締役
 平成7年3月 プリンセスマチュラボルゲーゼ株式会社（現株式会社コスメディア）入社
 平成7年4月 同社取締役管理本部長
 平成9年3月 インターキュー株式会社（現GMOインターネット株式会社）取締役管理部本部長兼総務部長
 平成10年7月 同社取締役社長室長
 平成13年3月 当社監査役（現任）
 平成13年8月 株式会社アイル（現GMOクラウド株式会社）社外監査役（現任）
 平成14年3月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネット株式会社）相談役（現任）
 平成21年8月 株式会社NIKKO（現GMO NIKKO株式会社）社外監査役（現任）
 平成23年9月 GMOソリューションパートナー株式会社監査役（現任）

候補者
番号

3

くまがい ふみまろ
熊谷文麿
(昭和48年8月13日生)**新 任**所有する当社の株式数
普通株式
—

・略歴、地位および重要な兼職の状況

平成12年4月 株式会社日本能率協会総合研究所（公共政策研究室研究員）入社
 平成19年12月 第一東京弁護士会登録
 平成20年1月 バークレイズ・キャピタル証券株式会社（現バークレイズ証券株式会社）入社
 平成24年12月 佐藤総合法律事務所入所

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 仲村周明氏および熊谷文麿氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 仲村周明氏および熊谷文麿氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
 (1) 仲村周明氏につきましては、他の会社の監査役としての経験があり、その豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、平成22年3月より当社の監査役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
 (2) 熊谷文麿氏につきましては、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、当社の経営監督機能をさらに強化するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 4. 当社は、仲村周明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
 5. 当社は、熊谷文麿氏の選任が承認された場合は、同氏を独立役員とする予定であります。

第4号議案 取締役の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成25年3月21日開催の第14期定時株主総会において年額200百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、改めまして年額200百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。第2号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は10名となります。

第5号議案 監査等委員の報酬等の額決定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額30百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第3号議案「監査等委員3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

以 上

事業報告

(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀の経済対策や金融政策の効果を背景に、企業収益や雇用情勢に改善の動きが見られ、堅調に推移いたしました。しかしながら、実質的な物価上昇などに伴い国内の消費推移が弱含みに推移したほか、中国やその他新興国市場での景気減速などの影響を受け、内外マクロ経済環境は先行きに依然として不透明感を残す状況にありました。

インターネット広告市場につきましては、平成26年度の広告費が1兆519億円（前年比12.1%増）となり（株式会社電通調べ）、引き続き堅調な伸びを維持しております。

このような環境下、当社グループは、「すべての人にインターネット」という企業理念のもと、インターネット広告事業におけるナンバーワンを目指し、テクノロジーシフトを加速し、販売力と商品開発力の強化および今後の成長基盤作りに注力し、人材領域およびテクノロジー領域への投資を行ってまいりました。

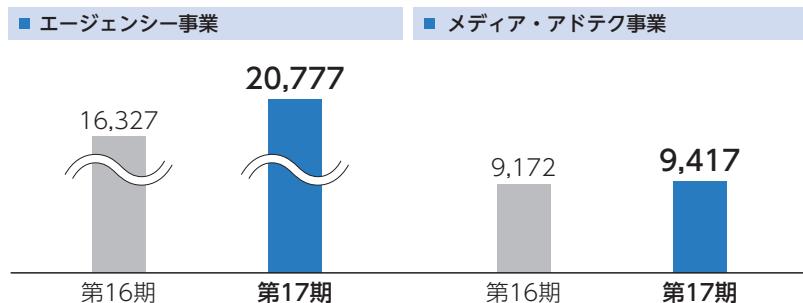
これらの結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は28,111,512千円（前年同期比18.4%増）、営業利益は297,848千円（前年同期比54.6%減）、経常利益は389,115千円（前年同期比40.2%減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における当期純損失は100,779千円（前連結会計年度は当期純利益420,037千円）となりました。

② 部門別概況

部門別売上高

(単位：百万円)



③ 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は288,523千円で、その主なものは次のとおりであります。

建物取得	44,468千円
工具器具備品取得	45,595千円
ソフトウェア取得	198,458千円

④ 資金調達の状況

当連結会計年度は、親会社であるGMOインターネット株式会社および金融機関からの経常的な調達のみであり、増資あるいは社債発行による調達は行っておりません。

⑤ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

平成27年1月1日に、当社のインターネット広告事業を吸収分割により当社の連結子会社であるGMOアドマーケティング株式会社に承継させました。

⑥ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑧ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成27年7月10日付で、株式会社アドクラウドの株式の全てを取得し、当社の連結子会社といたしました。

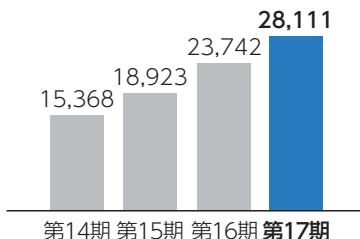
(2) 財産および損益の状況

区 分		第 14 期 (平成 24 年 12 月期)	第 15 期 (平成 25 年 12 月期)	第 16 期 (平成 26 年 12 月期)	第 17 期 (当連結会計年度) (平成 27 年 12 月期)
売上高	(千円)	15,368,632	18,923,552	23,742,821	28,111,512
経常利益	(千円)	764,485	653,933	650,576	389,115
当期純利益または 当期純損失 (△)	(千円)	357,878	180,675	420,037	△100,779
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	24.47	12.28	25.72	△6.15
総資産	(千円)	6,727,432	8,449,669	10,220,456	10,734,021
純資産	(千円)	4,162,233	4,664,762	5,121,052	4,967,351
1株当たり純資産額	(円)	279.33	285.29	289.36	281.09

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 当社は、平成25年12月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。当該株式分割については、第14期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失および1株当たり純資産額を算定しております。

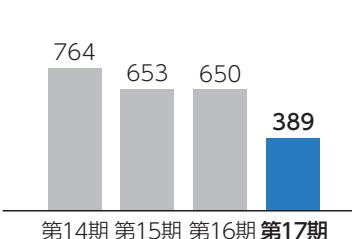
■ 売上高

(単位：百万円)



■ 経常利益

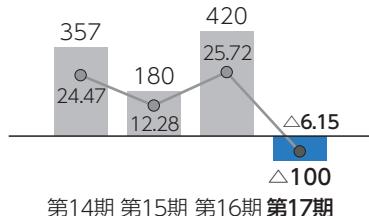
(単位：百万円)

■ 当期純利益または
当期純損失 (△)

(単位：百万円)

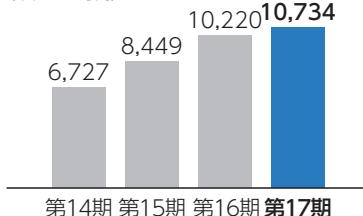
● 1株当たり当期純利益または
1株当たり当期純損失 (△)

(単位：円)



■ 総資産

(単位：百万円)

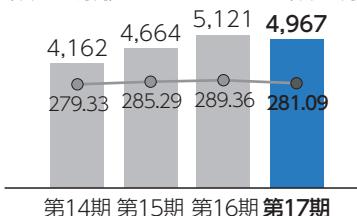


■ 純資産

(単位：百万円)

● 1株当たり純資産額

(単位：円)



(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

(i) 親会社との関係

当社の親会社はGMOインターネット株式会社およびGMOアドホールディングス株式会社であります。GMOインターネット株式会社は、当社普通株式1,557,200株（議決権比率9.49%）を直接所有するとともに、当社普通株式7,632,000株（議決権比率46.51%）を所有するGMOアドホールディングス株式会社の親会社であります。

親会社	親会社の議決権 所有割合（%）	主要な事業内容
GMOインターネット株式会社	56.00 (46.51)	インターネット総合事業
GMOアドホールディングス株式会社	46.51	インターネット広告事業

(注) 親会社の議決権所有割合欄の（ ）内は間接被所有割合であり、所有割合の内数であります。

(ii) 親会社等との間の取引に関する事項

当社は親会社であるGMOインターネット株式会社とは営業上の取引関係、金銭の預入・借入の関係、同社運営の匿名組合に対する出資および役員・取締役等の関係があり、GMOアドホールディングス株式会社とは役員・取締役等の関係があります。

当社は、親会社等との取引に関して、市場実勢価格や市場金利等を勘案して取引条件等を決定しておりますので妥当性があると考えております。また、当社取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っており、意思決定手続については問題はないものと考えております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
GMOアドマーケティング株式会社	50,000千円	100.00%	メディア・アドテック事業
GMO NIKKO株式会社	100,000千円	99.69%	エージェンシー事業
JWord株式会社	161,987千円	72.42%	メディア・アドテック事業
GMOソリューションパートナー株式会社	290,000千円	100.00%	エージェンシー事業
GMOモバイル株式会社	10,000千円	98.57%	メディア・アドテック事業
GMOイノベーターズ株式会社	10,000千円	90.00%	エージェンシー事業
GMO Concierge Co. Ltd. 株式会社アドクラウド	13,996千HKドル 49,500千円	100.00%	メディア・アドテック事業

(注) 1. 当社は、平成27年7月10日付で、株式会社アドクラウドの株式の全てを取得し、当社の連結子会社といたしました。

2. GMOモバイル株式会社は、「1 企業集団の現況 (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載のとおり、平成28年1月1日付でGMOアドマーケティング株式会社および株式会社アドクラウドと経営統合（吸収合併）を行い、商号をGMOアドマーケティング株式会社に変更いたしました。

(4) 対処すべき課題

インターネット広告を取り巻く環境は、パソコン、スマートフォンに加え、タブレット端末など多種多様の電子端末の普及にともない、広告を表示する利用端末の利用人口および接触時間は増加の傾向にあり今後も成長していくものと思われます。また、インターネット広告業界は成長産業であるがため、当社グループに競合する事業者は相当数に及びます。

このような状況の下、継続してインターネット広告事業に重点を置く当社グループでは、これら競合他社に対する優位性を確保する施策を講じ、実現するために、次の点を主な経営課題として認識しております。

① 自社商品・サービスの開発・販売

更なる商品・サービスの販売力、商品開発力の強化を目指します。この方針の実現に向けて、インターネット広告市場において成長著しいアドテクノロジー商品やインターネットメディアサービスを自社開発し、自社ブランド商品の拡充、顧客満足度の拡大に向けて取り組んでまいります。また、顧客満足度の向上にあたっては、顧客との接点となる営業部門の強化・拡充も重要な課題であると認識しております。

② 技術力の強化

既存業務の効率化や人材育成・拡充を進めつつ、既存の技術体制を見直すことにより、当社グループ全体における商品・サービスの品質向上と管理体制の充実によるコストコントロールを徹底し、更なる技術力の強化に取り組んでまいります。

③ 投資効果の追求

当社グループで取り組んでまいりました投資活動により生じるシナジー効果の追求に向けて、注力事業領域における体制の強化を図ることにより、潜在化していた案件の確実な獲得を目指し、収益力の更なる拡大に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

当社グループの主要な事業は、「エージェンシー事業」および「メディア・アドテック事業」であります。

なお、当社は、当連結会計年度より、セグメント情報の利用者にとって明確で有用な情報開示を目的として、「インターネット広告事業」および「メディア開発事業」という従来のセグメント区分を、上記区分に変更しております。

(6) 主要な営業所（平成27年12月31日現在）

当 社	本社	: 東京都渋谷区
GMOアドマーケティング株式会社	本社	: 東京都渋谷区
GMO NIKKO株式会社	本社	: 東京都渋谷区
JWord株式会社	本社	: 東京都渋谷区
GMOソリューションパートナー株式会社	本社	: 東京都渋谷区
GMOモバイル株式会社	本社	: 東京都渋谷区
GMOイノベーターズ株式会社	本社	: 東京都渋谷区
GMO Concierge Co. Ltd.	本社	: 中国香港
株式会社アドクラウド	本社	: 東京都渋谷区

(注) GMOモバイル株式会社は、「1 企業集団の現況 (9)その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載のとおり、平成28年1月1日付でGMOアドマーケティング株式会社および株式会社アドクラウドと経営統合（吸収合併）を行い、商号をGMOアドマーケティング株式会社に変更いたしました。

(7) 使用人の状況（平成27年12月31日現在）**① 企業集団の使用人の状況**

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
エージェンシー事業	315 (254) 名	31名増 (30名増)
メディア・アドテック事業	199 (53) 名	4名減 (23名増)
全社 (共通)	47 (8) 名	6名増 (－)
合 計	561 (315) 名	33名増 (53名増)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて増加した理由は、採用の強化等によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
47 (8) 名	76名減 (16名減)	35.1歳	4.1年

(注) 1. 使用人数は就業員数であり（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む）、臨時従業員である契約社員およびアルバイト等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が、前事業年度末と比べ減少した理由は、当社連結グループ内の組織再編等に伴うものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年12月31日現在）

借入先	借入残高
GMOインターネット株式会社	950,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社連結子会社であるGMOモバイル株式会社は、平成27年11月25日開催の同社臨時株主総会の決議に基づき、平成28年1月1日付で同じく当社連結子会社であったGMOアドマーケティング株式会社および株式会社アドクラウドと経営統合（吸収合併）を行い、商号をGMOアドマーケティング株式会社に変更いたしました。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年12月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 60,800,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 16,757,200株 |
| ③ 株主数 | 6,607名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
GMOアドホールディングス株式会社	7,632,000株	46.51%
株式会社ネットアイアールディー	2,666,000株	16.25%
GMOインターネット株式会社	1,557,200株	9.49%
株式会社サイバー・コミュニケーションズ	400,200株	2.44%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	324,900株	1.98%
藤島 満	174,500株	1.06%
GMOアドパートナーズ従業員持株会	79,200株	0.48%
藤原 治	74,400株	0.45%
野村信託銀行株式会社（投信口）	60,200株	0.37%
高野 慎一	50,300株	0.31%

（注）持株比率は、自己株式（347,600株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年12月31日現在）

		第5回新株予約権	
発行決議日		平成24年7月23日	
新株予約権の数		625個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき	125,000株 200株)
新株予約権の発行価額		無償	
新株予約権の権利行使時の1株当たり払込金額		278円	
権利行使期間		平成26年7月24日から平成33年7月23日まで	
行使の条件		(注)	
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数： 目的となる株式数： 保有者数：	201個 40,200株 4人
	社外取締役	新株予約権の数： 目的となる株式数： 保有者数：	一個 一株 一人
	監査役	新株予約権の数： 目的となる株式数： 保有者数：	一個 一株 一人

(注) 新株予約権の行使の条件

- イ. 新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使時まで継続して、当社の取締役、監査役若しくは従業員または当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位を有していることを要する。
- ロ. 本新株予約権者は本新株予約権の質入れ、担保権の設定および相続は認めない。
- ハ. 本新株予約権者は1個の新株予約権を分割して行使することはできない。
- ニ. その他の条件については新株予約権付与契約書に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成27年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	高橋 信太郎	
代表取締役社長	橋口 誠	GMOアドホールディングス株式会社取締役 GMOアドマーケティング株式会社取締役 GMO NIKKO株式会社代表取締役社長 JWord株式会社取締役 GMOソリューションパートナー株式会社取締役 GMOモバイル株式会社取締役 GMOイノベーターズ株式会社取締役 GMO Concierge Co. Ltd. Director 株式会社アドクラウド取締役
取締役副社長	堀内 敏明	グループCTO室長 GMOインターネット株式会社常務取締役次世代システム研究室長 株式会社アドクラウド取締役
取締役	熊谷 正寿	GMOインターネット株式会社代表取締役会長兼社長グループ代表 GMOアドホールディングス株式会社代表取締役社長 GMOペイメントゲートウェイ株式会社取締役会長 GMOクラウド株式会社取締役会長 GMOペパボ株式会社取締役会長 GMOリサーチ株式会社取締役会長 GMO TECH株式会社取締役会長 GMOメディア株式会社取締役会長 GMO NIKKO株式会社取締役 GMOソリューションパートナー株式会社取締役
取締役	森竹 正明	GMOアドマーケティング株式会社監査役 GMO NIKKO株式会社監査役 JWord株式会社監査役 GMOソリューションパートナー株式会社監査役 GMOモバイル株式会社監査役 GMOイノベーターズ株式会社監査役 GMO Concierge Co. Ltd. Director 株式会社アドクラウド監査役

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役	安田昌史	GMOインターネット株式会社取締役副社長グループ代表補佐グループ管理部門統括 GMOペイメントゲートウェイ株式会社社外監査役 GMOクラウド株式会社社外取締役 GMOペパボ株式会社社外監査役 GMOクリックホールディングス株式会社社外取締役 GMOリサーチ株式会社社外監査役 GMO TECH株式会社社外監査役 GMOメディア株式会社監査役
取締役	古梶秀樹	JWord株式会社代表取締役社長
取締役	伊藤幹高	GMOソリューションパートナー株式会社代表取締役社長
取締役	渡部謙太郎	GMOアドマーケティング株式会社代表取締役社長 GMOモバイル株式会社代表取締役社長 株式会社アドクラウド取締役
常勤監査役	仲村周明	
監査役	稲葉幹次	GMOインターネット株式会社相談役 GMOクラウド株式会社社外監査役 GMO NIKKO株式会社監査役 GMOソリューションパートナー株式会社監査役
監査役	有澤克己	GMOインターネット株式会社取締役グループ財務部長 GMOアドホールディングス株式会社監査役

- (注) 1. 取締役安田昌史氏は社外取締役であります。
 2. 常勤監査役仲村周明氏、監査役稲葉幹次氏および監査役有澤克己氏は社外監査役であります。
 3. 監査役有澤克己氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、監査役仲村周明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 当事業年度中に以下の取締役の異動がありました。

イ. 就任

平成27年3月19日開催の第16期定時株主総会において、新たに堀内敏明氏および渡部謙太郎氏が取締役に選任され、同日就任しました。

ロ. 退任

平成27年3月19日開催の第16期定時株主総会終結の時をもって、村井健仁氏および谷本秀吉氏は任期満了により取締役を退任しました。

6. GMOモバイル株式会社は、「1 企業集団の現況 (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載のとおり、平成28年1月1日付でGMOアドマーケティング株式会社および株式会社アドクラウドと経営統合（吸収合併）を行い、商号をGMOアドマーケティング株式会社に変更いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	2名 (-)	57,285千円 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	1名 (1)	6,000千円 (6,000千円)
合 計 (うち社外役員)	3名 (-)	63,285千円 (6,000千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成25年3月21日開催の第14期定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成13年3月16日開催の第2期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
ストックオプションによる報酬額766千円（取締役2名を対象）
5. 期末現在の役員の数と上記報酬支給人員数とに相違がありますが、これは、親会社から派遣されている非常勤役員ならびに子会社の代表取締役を兼務している非常勤役員について無報酬としていることによるものであります。
6. 上記のほか、社外取締役（1名）が当社親会社または当該親会社の子会社から役員として受けた報酬等の総額は109,435千円であります。
7. 上記のほか、社外監査役（1名）が当社親会社または当該親会社の子会社から役員として受けた報酬等の総額は55,902千円であります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役安田昌史氏は、当社の親会社であるGMOインターネット株式会社の取締役副社長グループ代表補佐グループ管理部門統括、GMOクラウド株式会社およびGMOクリックホールディングス株式会社の社外取締役、GMOペイメントゲートウェイ株式会社、GMOペパボ株式会社、GMOリサーチ株式会社およびGMO TECH株式会社の社外監査役ならびにGMOメディア株式会社の監査役を兼務しております。なお、当社はGMOインターネット株式会社との間に営業上の取引関係、金銭の預入・借入の関係および同社運営の匿名組合に対する出資関係があり、GMOペパボ株式会社の株式の1.99%を保有しておりますが、GMOクラウド株式会社、GMOクリックホールディングス株式会社、GMOペイメントゲートウェイ株式会社、GMOリサーチ株式会社、GMO TECH株式会社およびGMOメディア株式会社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役稲葉幹次氏は、当社の親会社であるGMOインターネット株式会社の相談役、GMOクラウド株式会社の社外監査役、GMO NIKKO株式会社およびGMOソリューションパートナー株式会社の監査役を兼務しております。なお、当社はGMOインターネット株式会社との間に営業上の取引関係、金銭の預入・借入の関係および同社運営の匿名組合に対する出資関係があり、GMO NIKKO株式会社およびGMOソリューションパートナーとの間に営業上の取引関係がありますが、GMOクラウド株式会社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役有澤克己氏は、当社の親会社であるGMOインターネット株式会社の取締役および当社の親会社であるGMOアドホールディングス株式会社の監査役を兼務しております。なお、当社はGMOインターネット株式会社との間に営業上の取引関係、金銭の預入・借入の関係および同社運営の匿名組合に対する出資関係がありますが、GMOアドホールディングス株式会社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		活動状況
取締役	安田昌史	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回に出席いたしました。主に企業経営的な見地と公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。また、取締役会の場に限らず、必要に応じて事業上のアドバイスを行っております。
監査役	仲村周明	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、出席した監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。
監査役	稲葉幹次	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、出席した監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。
監査役	有澤克己	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。主に企業経営的な見地と税理士としての専門的見地から、出席した取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、出席した監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑤ 子会社の監査に関する事項

当社の子会社であるGMO Concierge Co. Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社企業グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社ならびに当社子会社から成る企業集団（以下、「当社企業グループ」という。）では、文書管理規程および情報セキュリティポリシーに基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的情報により電磁的に記録し、文書管理規程に定める保管場所に、文書の分類ごとに同じく同規程に定められた期間保存することにより適切な管理および保管を行います。

当社企業グループの監査役および内部監査室は、その権限において、文書等の閲覧および謄写を行うことができます。

② 当社企業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社企業グループでは、リスク管理規程等を制定し、各種取引から発生する損失の危険を最小限にすべく対応しています。

また、当社企業グループでは、取締役を構成員（監査役は任意出席）として、会社の取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要事項を協議または決議する経営会議を設置しており、当該会議体を原則毎週開催することにより、日々の取引の状況を詳細に把握し、会社に損害を及ぼす恐れのある事実の早期発見に努めております。

更に、「リスク管理委員会」を設置して、当該会議体を、原則、毎月開催することにより、当社企業グループに損害を及ぼす恐れのあるリスク情報の早期発見と、その発現への対処に努めております。

③ 当社企業グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社企業グループでは、各取締役の担当事業部門を明確にしており、各期の業績に対する経営責任を明確にするために、平成14年3月20日より、取締役の任期を1年と定め、毎年取締役一人ひとりの業績評価を厳格に行うことにより、その職務執行の効率性を向上させております。

定例の経営会議および当社企業グループ横断の幹部メンバーによる会議を原則毎週開催し、経営の重要事項の決定や職務執行状況の把握を適時に行うことにより職務の効率性を常に検証しております。

④ 当社企業グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社企業グループは、GMOインターネットグループの培ってきたマインドを「GMOインターネットグループ スピリットベンチャー宣言」として共有して企業活動の原点として遂行し、また、「GMOインターネットグループ コンプライアンス要綱」の下、法令・社会倫理を遵守し、コンプライアンスの体制の確立を確保します。

経営意思決定ならびに職務執行の報告の場である取締役会および経営会議において、全ての議題に監査役の意見を求め、適法性の確認を行っております。

「コンプライアンス研修」を開催し、また、「GMOヘルプライン制度」の利用により、相談・通報体制を運用し、不正行為等の予防、早期発見および自浄作用の実効性を図り、会社のコンプライアンス経営の強化に取り組んでいます。

「内部監査室」は、業務執行が法令・定款等に適合しているかについて定期的に監査を実施しております。

⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社では、当社企業グループ全社の社長を含めた、当社企業グループ横断の幹部メンバーによる会議を原則毎週開催し、当社企業グループ各社の経営活動の成果等を把握し、予算統制を的確に行っております。

当社子会社各社には、当社より取締役若しくは監査役を一定数派遣し、業務執行の状況について常時把握し、関係会社管理規程に定める一定の重要な意思決定事項については、予め当社取締役会または経営会議に報告することにより、企業集団全体としての業務の適正性を確保しています。

また、当社子会社各社にコンプライアンスについて指導を行い、不正行為等の予防、早期発見および自浄作用の実効性を図り、グループ全体としてのコンプライアンス経営の強化に取り組んでいます。

さらに、「内部監査室」を設置し、当社企業グループ各社への業務執行、管理状況についての内部監査を行い、業務の適正を確保する体制を構築しています。

なお、前記「リスク管理委員会」が、原則、四半期に1回、グループのリスク管理状況について取締役会へ報告することにより、更なる業務の適正を確保するよう努めております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在当社では、監査役の職務を補助すべき使用人の設置を行っていないが、必要に応じて、監査役職務補助のためスタッフの設置等の対応をとることとします。

⑦ 第⑥号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

第⑥号の使用人を設置する場合には、その監査役補助業務に関しては、監査役の指揮命令にのみ服するものとし、取締役および他の業務執行組織の指揮命令を受けないものとするにより、監査役の職務を補助する使用人に対する指示の実効性を確保することとします。

8 第⑥号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

第⑥号の使用人を設置する場合には、その独立性を確保するため、スタッフの任命、異動、人事考課等の人事権に係る事項の決定は、事前に常勤監査役の同意を得ることとします。

9 取締役および使用人が監査役会または監査役に報告をするための体制

当社では、監査役が取締役会はもとより経営会議等重要な会議へ出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて取締役等にその説明を求め、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握しています。

当社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合には、法令に従い、速やかに監査役に報告することとしています。

また、監査役は、当社の会計監査人から会計監査ならびに内部監査室から内部監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を図り連携体制を構築しています。

10 子会社の取締役および使用人が監査役会または監査役に報告をするための体制

当社では、子会社との間で、予め、子会社の取締役、監査役、使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が、子会社の取締役会もしくは監査役を介してまたは直接に、当社の取締役、監査役、使用人等に報告することができる体制を整備することとしています。

11 前2号の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役または使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わないこととします。
- (2) 監査役は、報告した使用人の異動、人事評価および懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができるものとします。

12 当該監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。

13 その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に打ち合わせを設けています。
また、会計監査人ならびに内部監査室とも定期的に打ち合わせを設けています。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社および当社グループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社および当社グループ各社の使用人に対し、コンプライアンスについて社内研修での教育を行い、法令および定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、当社および当社グループ各社は、「GMOヘルプライン制度」の利用により相談・通報体制を運用し、不正行為等の予防、早期発見および自浄作用の実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

当社は、リスク管理委員会において、当社グループに損害を及ぼす恐れのあるリスク情報の早期発見と、その発現への対処に努めております。

④ 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社および当社グループ各社の内部監査を実施しております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、各事業年度の業績、企業体質の強化と今後の事業展開を総合的に勘案しつつ、連結ベースの配当性向35%を目標とすることを基本方針としてまいりました。平成28年12月期からは、株主の皆様へのさらなる利益還元のため連結ベースの配当性向50%を目標とした基本方針に見直しを行います。

また、配当回数につきまして、当社は株主総会を決定機関として年1回の配当を行うことを基本方針としておりますが、将来の四半期配当実施を見越し、基準日を毎年3月31日、6月30日、9月30日、12月31日とする当社定款の一部変更を平成27年3月19日開催の第16期定時株主総会において実施しております。本件の目的については、迅速かつ機動的な資本政策の実行を図るとともに、株主の皆様に対し、速やかな利益還元を実現することを目的としたものであります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成27年12月31日現在)

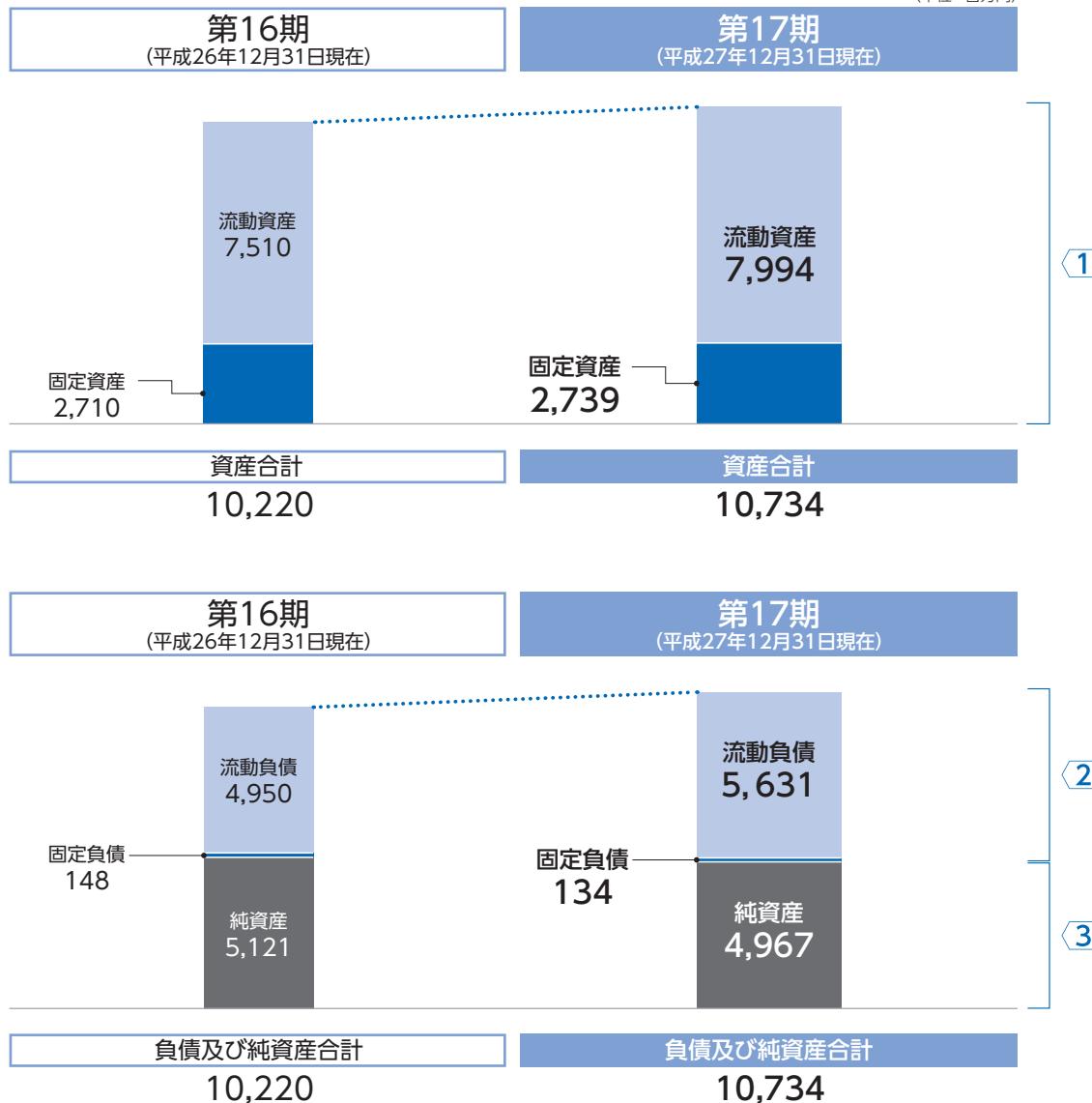
(単位：千円)

科目	第17期 平成27年12月31日現在	科目	第17期 平成27年12月31日現在
● 資産の部		● 負債の部	
流動資産	7,994,171	流動負債	5,631,922
現金及び預金	2,748,652	買掛金	3,043,002
受取手形及び売掛金	3,813,737	短期借入金	950,000
棚卸資産	14,521	未払金	376,606
繰延税金資産	88,875	未払法人税等	269,346
関係会社預け金	1,066,913	未払消費税等	441,182
その他	369,294	賞与引当金	9,197
貸倒引当金	△107,823	役員賞与引当金	1,356
固定資産	2,739,849	その他	541,229
有形固定資産	256,933	固定負債	134,748
建物	136,191	繰延税金負債	43,322
工具器具及び備品	120,742	その他	91,426
無形固定資産	1,231,108	負債合計	5,766,670
のれん	790,830	● 純資産の部	
ソフトウェア	295,358	株主資本	4,415,969
その他	144,919	資本金	1,301,568
投資その他の資産	1,251,807	資本剰余金	2,063,879
投資有価証券	616,761	利益剰余金	1,130,136
繰延税金資産	141,478	自己株式	△79,614
その他	504,308	その他の包括利益累計額	196,682
貸倒引当金	△10,741	その他有価証券評価差額金	180,089
資産合計	10,734,021	為替換算調整勘定	16,592
		新株予約権	15,342
		少数株主持分	339,355
		純資産合計	4,967,351
		負債及び純資産合計	10,734,021

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 連結貸借対照表のポイント

(単位：百万円)



1 資産

当連結会計年度末における資産合計は、10,734,021千円（前連結会計年度末は10,220,456千円）と513,564千円の増加となりました。

流動資産は、7,994,171千円（前連結会計年度末は7,510,016千円）と484,155千円増加となりました。主な要因は、現金及び預金が2,748,652千円（前連結会計年度末は2,461,642千円）と287,009千円増加したこと、受取手形及び売掛金が3,813,737千円（前連結会計年度末は3,624,532千円）と189,205千円増加したこと等によるものであります。

固定資産は、2,739,849千円（前連結会計年度末は2,710,440千円）と29,409千円増加となりました。主な要因は、投資有価証券が616,761千円（前連結会計年度末は409,892千円）と206,869千円の増加、ソフトウェアが295,358千円（前連結会計年度末は218,001千円）と77,356千円増加、繰延税金資産が141,478千円（前連結会計年度末は95,906千円）と45,571千円増加した一方で、のれんが790,830千円（前連結会計年度末は1,081,687千円）と290,857千円減少したこと等によるものであります。

2 負債

当連結会計年度末における負債合計は、5,766,670千円（前連結会計年度末は5,099,404千円）と667,266千円の増加となりました。

流動負債は、5,631,922千円（前連結会計年度末は4,950,645千円）と681,276千円増加となりました。主な要因は、短期借入金が950,000千円（前連結会計年度末は750,000千円）と200,000千円増加、買掛金が3,043,002千円（前連結会計年度末は2,914,640千円）と128,362千円増加、未払法人税等が269,346千円（前連結会計年度末は172,574千円）と96,772千円増加したこと等によるものであります。

固定負債は、134,748千円（前連結会計年度末は148,758千円）と14,010千円減少となりました。

3 純資産

当連結会計年度末における純資産合計は、4,967,351千円（前連結会計年度末は5,121,052千円）と153,701千円減少となりました。主な要因はその他有価証券評価差額金が180,089千円（前連結会計年度末は65,884千円）と114,205千円増加した一方で、利益剰余金が1,130,136千円（前連結会計年度末は1,378,151千円）と248,015千円減少したこと等によるものであります。

連結損益計算書 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

科 目	第17期	
	自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日	
売上高		28,111,512
売上原価		21,309,949
売上総利益		6,801,563
販売費及び一般管理費		6,503,714
営業利益		297,848
営業外収益		
受取利息	7,850	
受取配当金	3,645	
投資有価証券運用益	29,011	
補助金収入	57,821	
匿名組合投資利益	6,268	
その他	5,441	110,038
営業外費用		
支払利息	5,545	
違約金	6,168	
和解金	5,244	
その他	1,812	18,771
経常利益		389,115
特別利益	—	—
特別損失		
減損損失	207,135	
投資有価証券評価損	3,022	210,157
税金等調整前当期純利益		178,957
法人税、住民税及び事業税	390,157	
法人税等調整額	△139,114	251,043
少数株主損益調整前当期純損失		72,085
少数株主利益		28,693
当期純損失		100,779

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年1月1日 残高	1,301,568	2,058,555	1,378,151	△95,234	4,643,040
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△147,236	—	△147,236
当期純損失	—	—	△100,779	—	△100,779
自己株式の処分	—	5,324	—	15,620	20,944
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	5,324	△248,015	15,620	△227,070
平成27年12月31日 残高	1,301,568	2,063,879	1,130,136	△79,614	4,415,969

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
平成27年1月1日 残高	65,884	19,645	85,530	16,387	376,094	5,121,052
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△147,236
当期純損失	—	—	—	—	—	△100,779
自己株式の処分	—	—	—	—	—	20,944
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	114,205	△3,052	111,152	△1,044	△36,738	73,369
連結会計年度中の変動額合計	114,205	△3,052	111,152	△1,044	△36,738	△153,701
平成27年12月31日 残高	180,089	16,592	196,682	15,342	339,355	4,967,351

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書の要旨 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
(単位：千円)

科 目	第17期
	自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日
営業活動によるキャッシュ・フロー	823,499
投資活動によるキャッシュ・フロー	△388,184
財務活動によるキャッシュ・フロー	△103
現金及び現金同等物に係る換算差額	5,483
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	440,694
現金及び現金同等物の期首残高	2,771,198
現金及び現金同等物の期末残高	3,211,893

キャッシュ・フローの変動要因

営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、当連結会計年度における営業活動による資金の増加は823,499千円（前連結会計年度は870,166千円の増加）となりました。

主な要因は、税金等調整前当期純利益178,957千円、のれん償却額405,849千円、減損損失207,135千円等によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、当連結会計年度における投資活動による資金の減少は388,184千円（前連結会計年度は339,488千円の減少）となりました。

減少要因としては、主に連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出181,694千円、金銭の信託の取得による支出154,476千円、投資有価証券の取得による支出126,962千円等によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、当連結会計年度における財務活動による資金の減少は103千円（前連結会計年度は275,611千円の減少）となりました。

増加要因としては、主に短期借入金の純増減額200,000千円等によるものであります。

減少要因としては、主に配当金の支払額146,558千円、長期借入金の返済による支出35,000千円、少数株主への配当金の支払額33,333千円等によるものであります。

計算書類

貸借対照表 (平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	第17期 平成27年12月31日現在	科目	第17期 平成27年12月31日現在
● 資産の部		● 負債の部	
流動資産	817,230	流動負債	1,185,996
現金及び預金	81,571	短期借入金	950,000
売掛金	44,673	未払金	203,420
貯蔵品	1,382	未払費用	12,452
前払費用	32,563	未払法人税等	2,601
繰延税金資産	19,340	預り金	15,743
短期貸付金	250,000	賞与引当金	852
その他	388,148	その他	926
貸倒引当金	△450	固定負債	131,317
固定資産	5,032,405	長期預り敷金	56,530
有形固定資産	123,341	繰延税金負債	41,713
建物	88,517	その他	33,073
工具器具及び備品	34,824	負債合計	1,317,314
無形固定資産	86,945	● 純資産の部	
ソフトウェア	86,584	株主資本	4,336,889
電話加入権	361	資本金	1,301,568
投資その他の資産	4,822,118	資本剰余金	2,063,879
投資有価証券	603,133	資本準備金	2,056,344
関係会社株式	3,600,841	その他資本剰余金	7,534
敷金	217,906	利益剰余金	1,051,055
保険積立金	91,307	その他利益剰余金	1,051,055
長期貸付金	200,000	繰越利益剰余金	1,051,055
その他	118,468	自己株式	△79,614
貸倒引当金	△9,538	評価・換算差額等	180,089
資産合計	5,849,636	その他有価証券評価差額金	180,089
		新株予約権	15,342
		純資産合計	4,532,321
		負債及び純資産合計	5,849,636

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

科 目	第17期	
	自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日	
営業収益		
関係会社受取配当金		353,861
関係会社事業受託収入		302,272
施設等利用料収入		37,490
営業収益合計		693,625
営業費用		681,663
営業利益		11,961
営業外収益		
受取利息	14,483	
受取配当金	3,645	
匿名組合投資利益	6,268	
投資有価証券運用益	30,221	
その他	1,251	55,870
営業外費用		
支払利息	4,744	
投資有価証券評価損	1,210	
違約金	5,943	
その他	359	12,257
経常利益		55,574
特別利益	—	—
特別損失		
新株予約権放棄損	46,639	46,639
税引前当期純利益		8,934
法人税、住民税及び事業税	2,290	
法人税等調整額	△70,511	△68,221
当期純利益		77,155

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金合計
平成27年1月1日 残高	1,301,568	2,056,344	2,210	2,058,555	1,121,136	1,121,136
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	△147,236	△147,236
当期純利益	—	—	—	—	77,155	77,155
自己株式の処分	—	—	5,324	5,324	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	5,324	5,324	△70,080	△70,080
平成27年12月31日 残高	1,301,568	2,056,344	7,534	2,063,879	1,051,055	1,051,055

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成27年1月1日 残高	△95,234	4,386,025	65,884	65,884	16,387	4,468,296
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	—	△147,236	—	—	—	△147,236
当期純利益	—	77,155	—	—	—	77,155
自己株式の処分	15,620	20,944	—	—	—	20,944
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	—	—	114,205	114,205	△1,044	113,160
事業年度中の変動額合計	15,620	△49,136	114,205	114,205	△1,044	64,024
平成27年12月31日 残高	△79,614	4,336,889	180,089	180,089	15,342	4,532,321

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年2月15日

GMOアドパートナーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 松野 雄一郎 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山本 恭仁子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、GMOアドパートナーズ株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GMOアドパートナーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年2月15日

GMOアドパートナーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 松野 雄一郎 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山本 恭仁子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、GMOアドパートナーズ株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利害を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月18日

GMOアドパートナーズ株式会社 監査役会

常勤監査役 仲村周明 ㊟
(社外監査役)

社外監査役 稲葉幹次 ㊟

社外監査役 有澤克己 ㊟

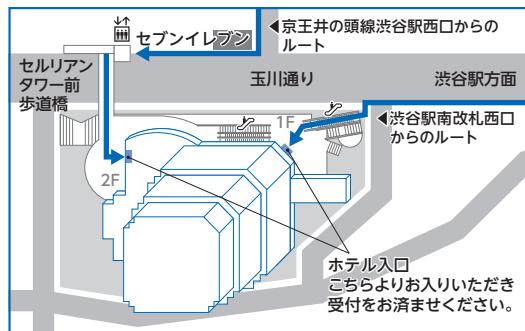
以上

株主総会会場 ご案内図

会場／東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー東急ホテル 地下2階 ボールルーム
連絡先 03-3476-3000 (ホテル代表番号)



セルリアンタワー詳細図



交通のご案内

各渋谷駅より徒歩5分

- JR山手線、JR埼京線、JR湘南新宿ライン
- 東急東横線、東急田園都市線
- 京王井の頭線
- 東京メトロ銀座線、東京メトロ半蔵門線、東京メトロ副都心線



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。